

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	白河市

白河市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白河市産業部農林整備課農林管理係
所在地 福島県白河市八幡小路 7 番地 1
電話番号 0248-22-1111
FAX 番号 0248-24-1844
メールアドレス norin@city.shirakawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	白河市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	りんご	171.7千円／0.04ha
イノシシ	水稲	3,697.6千円／3.56ha
	スイートコーン	719.6千円／0.93ha
	さといも	17千円／0.02ha
	ジャガイモ	99.3千円／0.07ha
	小計	4533.5千円／4.58ha
ニホンジカ		0千円／0ha
ハクビシン	りんご	47.9千円／0.01ha
ツキノワグマ		0千円／0ha
合計		4753.1千円／4.63ha

(2) 被害の傾向

○カラス

カラスによる農作物の被害は、主にりんご（8月～10月）に発生している。目撃範囲も年々増加しており、今後も果樹全般に被害が拡大する恐れがある。

○イノシシ

イノシシによる農作物の被害は、主に山林に隣接した農地で水稲（8月～10月）、イモ類（7月～10月）被害が市内全域で発生しており、特に白河地区及び大信地区で被害が大きい。また、農閑期においても田の畦畔掘り起こしの被害が発生している。

○ニホンジカ

ニホンジカによる農作物の被害は被害額では表れていないが、大信地域を中心にダイズの食害が確認されており、今後、被害額が増加する恐れがある。

○ハクビシン

ハクビシンによる農作物の被害は、りんご（8月～10月）に発生している。また、被害額に現れていないが、市街地において家庭菜園の被害や住宅へ住み着く被害が発生しており、その範囲は拡大傾向にある。

○ツキノワグマ

ツキノワグマによる農作物の被害は被害額に現れていないが、特に白河市小田川地区及び大信地区では人家近くでの目撃が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農作物被害額（合計）	4,753.1千円	460千円
カラス	171.7千円	0千円
イノシシ	4,533.5千円	460千円（90%減）
ニホンジカ	0千円	0千円
ハクビシン	47.9千円	0千円
ツキノワグマ	0千円	0千円
農作物被害面積（合計）	4.63ha	0.46ha
カラス	0.04ha	0ha
イノシシ	4.58ha	0.46ha（90%減）
ニホンジカ	0ha	0ha
ハクビシン	0.01ha	0ha
ツキノワグマ	0ha	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	白河市鳥獣被害対策実施隊（平成29年4月に白河市有害対象狩猟鳥獣捕獲隊より移行）を編成し銃器やわなによる捕獲活動を強化した。また、福島県イノシシ捕獲管理事業を活用し、一般ハンターによる捕獲も強化した。	高齢化が進み、実施隊員数の確保が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の購入費用を一部助成し、設置等の助言指導を行った。また、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、広域的に電気柵を整備することにより、効果的な被害防止対策を行った。	防護柵等の設置については、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用により増加傾向にあるが、高齢化等に伴い休耕田が増加し、集落単位で見ると効果的な設置状況となっていない箇所が見受けられる。 このため、集落単位で一体的な防護柵設置の推進が必要である。
生息環	白河市鳥獣被害防止対策協	研修会等の参加者を増やすた

<p>境管理 その他 の取組</p>	<p>議会と連携し、集落単位において研修会を開催し、野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備に係る知識普及の啓発活動を行った。</p>	<p>め、様々な方法で広報活動を検討していく必要がある。 また、被害地域だけでなく、集落単位ごとに環境整備の啓発を行う方法について、併せて検討する必要がある。</p>
----------------------------	---	---

(5) 今後の取組方針

本市では、カラス、イノシシ、ハクビシンによる農作物被害が生じており、被害額は増加傾向である。また、ニホンジカによる被害は、生息域を拡大している状況から、今後被害額に表れる可能性がある。ツキノワグマによる被害は被害金額に表れていないが、山林の荒廃等により生息域を拡大しており、状況の変化に応じた被害防止対策が急務である。

これらの対策として、今後は、白河市鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し効率的な捕獲方法の確立と捕獲体制の整備等を図るとともに、効果的な被害予防策を研究し更なる被害軽減に努める。

また、住民が自ら電気柵を設置したり、未収穫果実を除去するなど総合的に被害防止対策に取り組めるよう地域住民に対し啓発を図り、被害を受けにくい環境づくりのための体制を整備する。

具体的には、以下の活動に取り組む。

- ・イノシシの個体数管理については、有害捕獲及び狩猟等により実施する。
- ・狩猟免許の取得支援など捕獲の担い手の育成に関する活動を行う。
- ・電気柵等の侵入防止柵の設置や追い払い活動等の被害防止体制の確立を目指す。
- ・近隣市町村との連携を図り、広域的な被害防止体制の確立を目指す。
- ・関係機関と連携し、有害鳥獣の被害状況調査を実施する。
- ・住民主体で、鳥獣被害対策を実施するための講習会を実施する。
- ・GISを活用し、市内の被害状況、被害要因、侵入防止柵設置状況等の可視化に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会白河支部からの推薦により、白河市が条例に基づき白河市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、市の職員と共に有害鳥獣の捕獲活動に取り組む。また、鳥獣被害が顕著な、白坂・旗宿地域は、狩猟免許を保持している一般農家の方々に捕獲許可を出し、有害鳥獣の捕獲活動に取り組んでいる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<p>白河市有害対象狩猟鳥獣捕獲隊と連携を図りながら捕獲を実施する。</p> <p>くくりわなについて順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援すると共に、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。</p> <p>新規捕獲従事者の育成のため、狩猟免許試験実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し狩猟免許取得を支援する。</p> <p>地域住民に対して、広報誌、チラシ等により、被害軽減策等を周知しまた捕獲に関する理解を促す。</p> <p>近隣市町村との情報共有を行うことにより、鳥獣の広範囲の生息状況を把握し、効果的な捕獲を行う。</p>
令和5年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<p>白河市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を実施する。</p> <p>くくりわなについて順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援すると共に、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。</p> <p>新規捕獲従事者の育成のため、狩猟免許試験実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し狩猟免許取得を支援する。</p> <p>地域住民に対して、広報誌、チラシ等により、被害軽減策等を周知しまた捕獲に関する理解を促す。</p> <p>近隣市町村との情報共有を行うことにより、鳥獣の広範囲の生息状況を把握し、効果的な捕獲を行う。</p>
令和6年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<p>白河市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を実施する。</p> <p>くくりわなについて順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援すると共に、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。</p> <p>新規狩猟免許取得者に対し、補助金や研修会の情報の周知を行うことにより、捕獲技術向上を支援する。</p> <p>イノシシの出没頻度が特に高い地域の住民に対</p>

	<p>して、講習会を開催し、被害軽減策等を周知し、捕獲に関する理解を促す。</p> <p>GISを活用し、近隣市町村から収集した情報を可視化し、捕獲効率の向上につなげる。</p>
--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>カラスは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を行う。</p> <p>イノシシは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づき捕獲を行う。</p> <p>ニホンジカは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づき捕獲を行う。</p> <p>ハクビシンは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を行う。</p> <p>ツキノワグマは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数100羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数100羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数100羽
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数300頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数300頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数300頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数60頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数60頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数60頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数15頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数15頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数15頭

ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 1頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 1頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 1頭
--------	--	--	--

捕獲等の取組内容	
<p>捕獲は農作物被害が多発する4月から11月頃を重点的に実施することとし、捕獲の時期、場所については、白河市鳥獣被害対策実施隊と協議する。</p> <p>捕獲方法は、以下のとおりとする。</p> <p>カラス : 銃器 イノシシ : わな及び銃器 ニホンジカ : わな及び銃器 ハクビシン : わな ツキノワグマ : わな及び銃器</p>	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白河市全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 49,200m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 50,000m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 50,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。整備済箇所については、モデル集落を設定し、地域で電気柵を管理するよう指導する。	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。また、モデル集落に指定した集落について、成果測定、課題の抽出を行い、問題点や課題点の改善を行う。	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。さらに、整備済箇所については、モデル集落の事例ををもち、効果的な電気柵管理について指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ	鳥獣被害を受けた集落を調査し、鳥獣の出没要因を明らかにする。その調査結果をもとに、GISを活用して被害状況の可視化に努める。
令和5年度		令和4年度の調査結果をもとにモデル集落を設定し、集落ぐるみの被害対策を行うように指導する。
令和6年度		モデル集落に指定した集落について、効果測定、課題の抽出を行い、問題点や課題点の改善を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白河市	事務局を担当し、情報収集、連絡調整に関すること。
福島県県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	対象鳥獣関連の捕獲・避難等の助言指導。
白河警察署	緊急時の避難に関すること。

福島県猟友会白河支部	対象鳥獣関連の情報提供に関すること。
白河市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣捕獲の実施や農家（住民）への指導助言に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

通報者	→	白河市	→	各関係機関
		↓		(福島県県南地方振興局県民生活課)
		地域住民		(白河警察署)
				(白河市鳥獣被害対策実施隊)
				(猟友会白河支部)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

白河市においては、焼却と埋設により鳥獣を処理している。焼却は西白河クリーンセンターで行っており、埋設はマイクロバックホーを用いて行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市全域に、国からの出荷制限が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白河市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
白河市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整等を行う。
福島県猟友会白河支部	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
白河市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島森林管理署白河支署	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県南農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣の農作物被害防止に関する助言指導を行う。
福島県県南農林事務所 森林林業部 林業課	里山の森林整備に関する助言指導を行う。
J A 夢みなみ	鳥獣被害対策に関する助言指導を行う。
J A 東西しらかわ	鳥獣被害対策に関する助言指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日設置（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定に基づく） 名称：白河市鳥獣被害対策実施隊 組織：4分隊をもって組織する 白河分隊、表郷分隊、大信分隊、東分隊 隊員：54名（市職員4名、非常勤職員（民間人）50名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
